

# 矢巾町

## パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

### 利用の手引き(第1版)

1	導入の経緯	p.01
2	制度の概要	p.01
3	利用できる方	p.02
4	手続きの流れ	p.03
5	必要書類	p.04
6	交付書類	p.05
7	届出内容の変更・申出	p.06
8	再交付	p.07
9	受領証等の返還	p.07
10	宣誓の無効	p.08
11	その他	p.09
12	制度の見直し	p.10
13	利用可能な行政サービス	p.11
14	多様な性について	p.12
15	Q&A	p.15
16	問い合わせ	p.17
17	参考文献・監修	p.17

## 1 導入の経緯

矢巾町では、町民一人ひとりが、お互いの意思と選択とを尊重しながら、多様な個性や生き方、性の在り方を理解し合って生活することができるまちづくりを目指し、令和5年10月から矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しました。

本制度は、現行の法律に基づく権利・義務は発生いたしません。制度を利用しようとする方たちが、パートナーシップ・ファミリーシップ関係であることを矢巾町として応援するとともに、その意思と選択とを対外的に認め証明するものです。

矢巾町といたしましては、本制度の導入によって、町内全体に性的マイノリティの方への理解が進み、当事者の皆様にとって本町での暮らしがより豊かになることを望みます。

## 2 制度の概要

### パートナーシップ制度

双方又は一方が、現行の婚姻制度を利用することができない性的マイノリティの方で、二人の意思によってお互いを人生のパートナーとすることを約束し、日常生活において経済面・生活面・精神面で互いに責任を持ち、継続的に協力し合うことを、矢巾町に宣誓することをいいます。宣誓することによって、町から宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード（以下「受領証等」という。）が交付されますので、それらを提示することにより、婚姻同等の一部行政サービスなどが受けられるようになります。

### ファミリーシップ制度

パートナーシップ制度により、パートナーシップにある者と双方若しくは一方と子（養子を含む。）又は親（養親を含む。）についても、生計を一にして継続的に家族として暮らしていく約束をしたいとの申し出があったとき、そのファミリーシップ関係を矢巾町として応援し認めることをいいます。

ただし、双方又は一方の満15歳以上である子又は親については、必ず本人の同意が必要です。

また、満15歳未満の子が満15歳に達したときは、必ず本人の意思を再確認し、満15歳に達した子自身がファミリーシップ関係を継続するかどうか選択できるものです。

### 3 利用できる方

戸籍上の性別にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティである二人であって、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

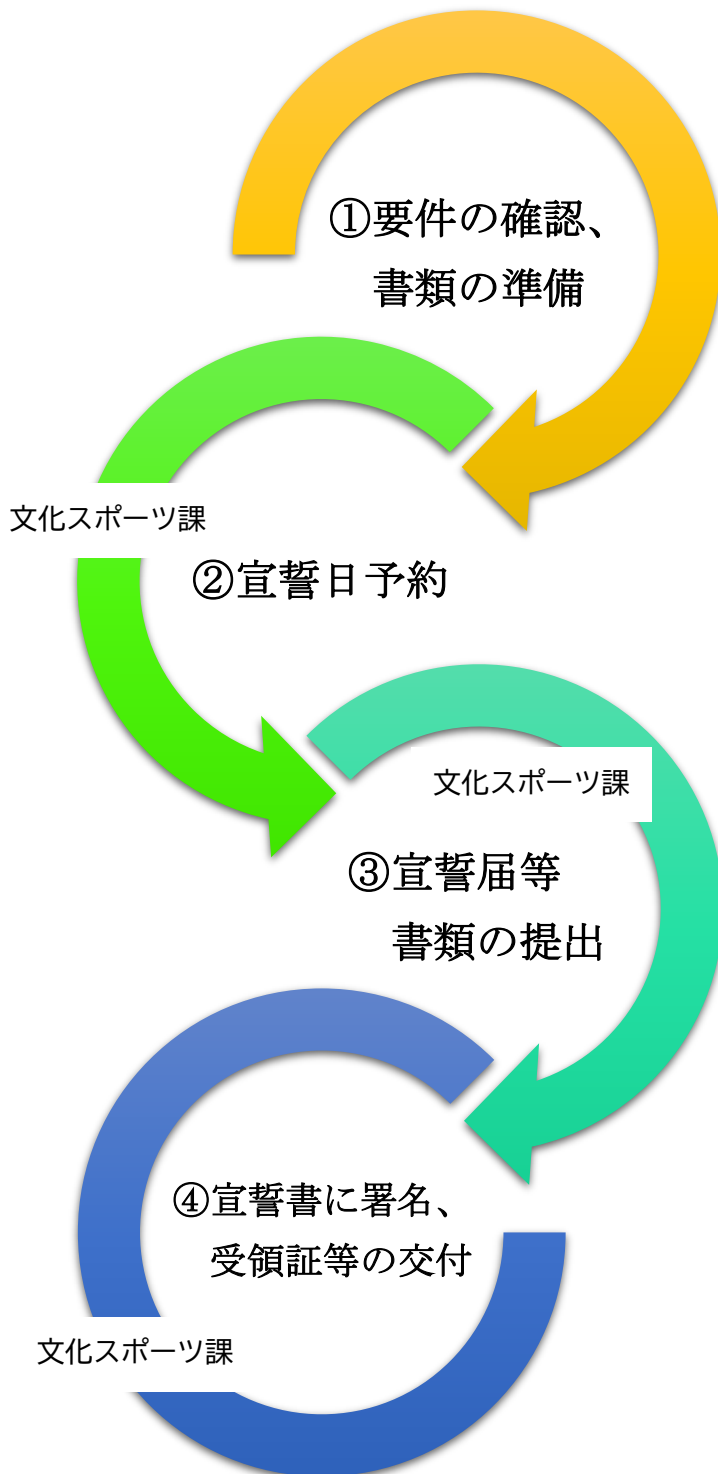
- ①宣誓日当日、民法第4条に規定する成年（18歳）であること。
- ②双方又は一方が、矢巾町内に住所を有していること。
- ③双方に配偶者がいないこと。
- ④宣誓しようとする相手以外の人とパートナーシップに類する関係（異性間の事実婚を含む。）にないこと。
- ⑤双方が近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと（養子縁組によって近親者となった者を除く。）。
- ⑥過去に、当町においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。

併せて、ファミリーシップを宣誓する場合、双方又は一方の子又は親が、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- ①宣誓する双方又は一方と生計が同一であること。
- ②宣誓日当日において満15歳以上の子又は親については、本人の同意があること。

## 4 手続きの流れ

宣誓前に、手続きの流れをご確認ください。



① 宣誓できる要件がそろっているか、必要な書類は何か、確認をしましょう。

② 電話又はメールで、宣誓日時の予約をしましょう。

予約及び宣誓は、平日の午前9時から午後5時までで、土日祝日、年末年始を除きます。

担当課 矢巾町文化スポーツ課

TEL:019-697-2161

Email:yahaba2850@town.yahaba.iwate.jp

以下の内容を教えてください。

氏名、宣誓希望日時、代表者の連絡先（電話番号）

③ 予約した宣誓日の10日前までに、必要書類を送付、又はご持参のうえ、宣誓届等の書類を提出してください。

送付先 矢巾町文化スポーツ課

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

④ 宣誓日には、お二人そろって所定の場所へお越してください。

宣誓後、お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証明する書類として、宣誓書受領書と宣誓書受領証カードを交付します。

## 5 必要書類

### 宣誓届を提出する日の必要書類

□1	宣誓届	様式第1号
□2	本人確認書類	顔写真付きであれば1点 例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート  顔写真無しであれば2点 例) 保険証(健康保険・介護保険等)、年金手帳、年金証書
□3	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	宣誓日前3か月以内に発行されたもの。転入予定の場合は、転入予定であることがわかる書類
□4	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	現に婚姻していないことを証明する書類として、宣誓日前3か月以内に発行されたもの。
□5	通称名を使用していることが確認できる書類	通称名を使用する場合のみ
□6	子又は親と親子関係であることを確認できる書類	併せてファミリーシップ関係であることを宣誓する場合のみ
□7	子又は親が署名した同意書	様式第1号別紙 ファミリーシップ関係であることを宣誓する場合であって、子又は親が満15歳以上である場合のみ

### 宣誓書を提出する日の必要書類

□1	宣誓書	様式第2号
□2	本人確認書類	顔写真付きであれば1点 例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート  顔写真無しであれば2点 例) 保険証(健康保険・介護保険等)、年金手帳、年金証書

## 6 交付書類

宣誓書に署名いただいた後、以下の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証【様式第3号】A4サイズ  
町が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証するものです。  
お2人に1枚交付します。

様式第3号（第7条関係）

第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証  
矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。  
お二人が、自らの意思と選択とに自信をもって矢巾町で暮らし、お互いを人生のパートナーとして力を合わせて末永く活躍されることを期待しています。  
また、お二人の大切なご家族とも支え合い、個性と能力を十分に発揮しいきいきと活躍されることを期待します。  
矢巾町は皆様のご多幸を心より願います。

宣誓者

様 様

年 月 日 生まれ 年 月 日 生まれ

ご家族

様 様

年 月 日 生まれ 年 月 日 生まれ

様 様

年 月 日 生まれ 年 月 日 生まれ

年 月 日

矢巾町長

(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ  
矢巾町は、様々な悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の思いに寄り添い、パートナーとしての関係が尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組として、矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。  
この受領証は、お二人とそこご家族が人生を共に歩み、日常生活において協力し支えあうと宣誓されたことを、矢巾町として証するものです。  
提示を受けられた方は、本制度の趣旨に十分にご理解をくださいますようお願いいたします。

1 パートナーシップとは  
お互いを人生のパートナーとして、日常生活において責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方又は一方が性的マイノリティであるお二人の関係を言います。

2 ファミリーシップとは  
パートナーシップ関係を宣誓したお二人の子や親を家族として生計を同一にし、ともに暮らしていくことを約束した関係を言います。

3 プライバシーの保護について  
他人の性自認(自己の性別についての認識)や性的指向(恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向)を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アウトティング」といい、時に命に関わることのある重大な人権侵害に当たります。  
本姓の利用者のプライバシー保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

通称名を使用している場合  
以下に、戸籍に記載されている氏名(外国人等にあつては、旅券又は在留カードに記載されている氏名)を記載します。

通称名： 通称名：  
戸籍上の氏名： 戸籍上の氏名：

- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード【様式第4号】

町が、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証する運転免許証サイズの携帯用カードです。お2人それぞれに1枚ずつ交付します。

(表)

第 号

矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓書受領証カード

矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、宣誓書を受領したことを証します。

本人 パートナー

年 月 日生 年 月 日生

宣誓日 年 月 日  
交付日 年 月 日

矢巾町長

(裏)

戸籍上の氏名(通称名使用の場合)

家族の氏名(続柄)

・ ・  
・ ・

この受領証カードの提示を受けられた方へ  
この受領証は、お互いを人生のパートナー(家族)として、日常生活において協力し、支え合うことを宣誓されたことを矢巾町として証するものです。提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。  
なお、利用者のプライバシー保護について、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

## 7 届出内容の変更・申立

転居等の理由により、宣誓届の記載事項に変更があった場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届（様式第6号）に、変更内容が確認できる書類を添えて、郵送、持参等の方法により届け出てください。

### 変更する事項と添付書類の例

変更事項	添付する書類	受領証等の添付
戸籍上の氏名	戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	必要
現住所	住民票の写し又は住民票記載事項証明書	
通称名	通称名が確認できる書類	必要
連絡先	連絡先が確認できる書類	
子又は親の加入・離脱	子又は親と親子関係であることを確認できる書類 生計が同一であることが確認できる書類 子又は親が署名した同意書（様式第1号別紙、15歳以上の当該子又は親の場合）	必要

受領証等に記載された本人の氏名を削除したい場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申出書（様式第7号）により申し出ることができます。

## 8 再交付

受領証等を紛失、毀損又は汚損した場合は、再交付を申請することができます。

郵送、持参等の方法により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）を提出してください。

なお、再交付の理由が毀損又は汚損の場合は、毀損又は汚損した受領証等を添付してください。

受領証等の再交付は窓口での交付となります。その際、本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。

## 9 受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）に受領証等を添えて、受付窓口に持参してください。

- ① 宣誓者の意思により、パートナーシップ関係が解消されたとき
- ② 宣誓者の一方が死亡したとき
- ③ 宣誓者の双方が町外に転出したとき
- ④ 宣誓が無効とされたとき
- ⑤ その他、町が規定する宣誓の要件に該当しなくなったとき

※返還届の届出は、宣誓者本人であればお一人でも可能ですが、お一人で届出をした場合は、一方が死亡している場合を除いて、もう一人の方に返還届を受領した旨を通知しますので、現住所を確認しておいてください。

届出の際は本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。



## 10 宣誓の無効

次のいずれかに該当する場合、宣誓が無効となります。

- ①宣誓届の内容に虚偽があったとき
- ②宣誓日以後に、町が規定する宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ③受領証の不正使用や濫用若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※当該事実が発生した以降の宣誓も無効とします

※不正使用には、受領証等の複製、改ざん等を含みます。

宣誓者が転居や記載事項の変更など必要な手続きを怠り、長期にわたって連絡が不能である場合も宣誓を無効とすることがあります。  
無効とした宣誓の受領証等の交付番号を公表することがあります。

## 11 その他

- ◆ 宣誓書に記載のある子で、宣誓時に満15歳未満だった子が満15歳に到達した場合は、ファミリーシップ関係を継続するかどうか、本人の意思を確認し、速やかな書類の提出が必要です。  
(p.4の必要書類をご確認ください。)
- ◆ 性別違和等で町長が認める場合は、受領証等に通称名を記載することができます。通称名を記載した場合は、受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。希望される場合は、書類の提出が必要です。  
(p.4の必要書類をご確認ください。)
- ◆ 本制度は、条例・要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- ◆ 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- ◆ 宣誓や、受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- ◆ 町は、受領証等が返還されたときや、宣誓が無効になった時は、当該受領証等の交付番号を公表することができます。
- ◆ ファミリーシップに氏名が記載されている方が、ファミリーシップからの離脱を希望するときは、受領証等からの氏名の削除を申請したてることができます。15歳未満の子については、15歳に達した日から申立が可能です。
- ◆ 宣誓者の一方が死亡したときでも、残された方々がファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還の必要はありません。
- ◆ 町は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知啓発に努めます。

## 12 制度の見直し

近年、同様の制度を導入する自治体が増えていることから、将来的な近隣市町村との相互利用※1 や、転居時の事務手続きの軽減※2 を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、町民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行ってまいります。

※1 お互いの受領証等を、そのまま相互に利用できる仕組み

※2 転居時に転居前の受領証等を掲示することによって、転居先での事務手続きの軽減が受けられる仕組み

### 13 利用可能な行政サービス

受領証等を提示することで、本町が提供できるサービスについては次のとおりです。なお、今後、あらたなサービスが利用可能となったときは、町ホームページなどでお知らせします。

民間事業者の一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化等、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件など詳細は直接事業者へお尋ねください。

母子健康手帳の申請	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請できます。	矢巾町健康長寿課 (電話 019-611-2826)
要介護認定制度の申請	家族による代理手続きと同様に申請が可能です。	矢巾町健康長寿課 (電話 019-611-2833)
マタニティ広場などの各種教室	パートナーと一緒に教室に参加できます。またはパートナーの子の保護者として教室に参加できます。	矢巾町健康長寿課 (電話 019-611-2826)
町営住宅への入居申込	制度を利用する方全員が町営住宅に同居することが申込みの条件となります。 申込み後、他の方と同様、入居することができるか審査があります。	矢巾町道路住宅課 (電話 019-611-2635)
県立病院での面会手続き、病状説明等	面会や病状説明等の対象となるキーパーソン(患者に関係する人たちの中で意思決定や問題解決の要となる人)は、患者の家族が役割を果たすことが多いですが、患者の希望によっては家族以外もなりえる場合があり、その際に患者との関係性を確認する手段として、本制度に係る証明書を認めるものです。	岩手県

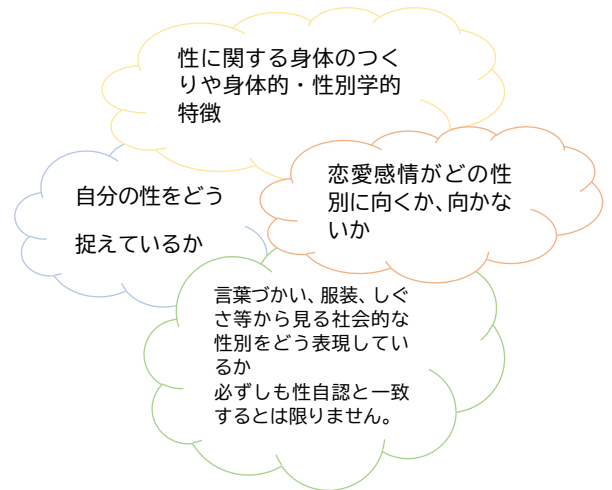
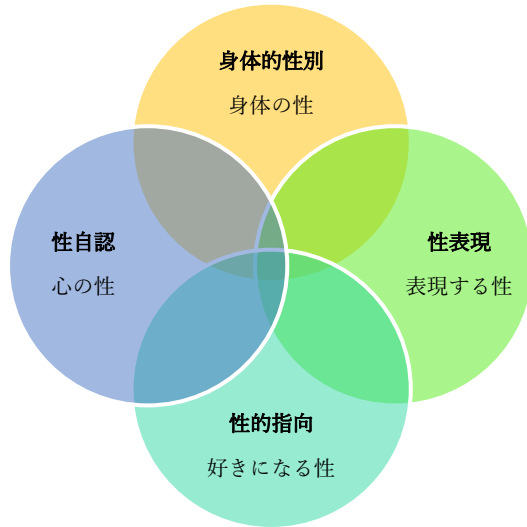
## 14 多様な性について

「わたし」も「あなた」も、多様な性を生きています。

性的マイノリティ（LGBT 等）のひとたちにとってだけでなく、わたしもあなたも、すべてのひとにとって安全で安心できる社会のために、多様な性について考えてみましょう

挿絵：性のあり方はさまざま！

性のあり方は主に4つの要素の組み合わせによって形作られていますが、この組み合わせは多様です



挿絵：性のあり方グラデーション！

性のあり方（セクシュアリティ）はグラデーションになっており、ここで紹介している用語だけですべてを網羅できるものではありません。

大切なことは、性のあり方の多様性を知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することです。

挿絵：ソジ・(SOGI)

性的指向と性自認の頭文字をとった総称  
全ての人の性のあり方に関わる言葉として使われます。

レインボーフラッグ

性的マイノリティの象徴として6色の虹をデザインしたものです。支援する意思を表すものとしても使用されます。

挿絵：性的マイノリティの総称 LGBT

L レズビアン 女性を好きになる女性  
G ゲイ 男性を好きになる男性  
B バイセクシュアル 男性も女性も好きになる人  
T トランスジェンダー 体と心の性別が異なる人

ほかにも多様な性のあり方

H ヘテロセクシュアル 異性を好きになる人  
C シスジェンダー 体と心の性が一致する人  
Q クエスチョニング 好きになる性、心の性が明確ではない人  
A アセクシャル どの性別にも恋愛感情を抱かない人

見えていないではなく、みえていないだけ

性的マイノリティの割合は、血液型のA B型や左利きと同じくらい（人口の8~10%）といわれています。

周囲にいないように見えるのは、気づいていないだけであり、実際には家族や友人、同僚、隣人としてともに暮らしています。

## 無意識をチェックしてみましょう

□ 無意識に傷つけていないだろうか？

” L G B T って気持ち悪いよね”

” ホモ、レズ、おなべ、おかま、オネエ”

このような言葉は、性的マイノリティの方々を差別したり、揶揄したりする言葉です。悪意がなくても、その言葉だけで誰かを傷つけるかもしれません。

□ 相手の性のあり方を決めつけていないだろうか？

” あの人って、そっち系なんじゃないの”

” スカートを嫌がるあの人は、トランスジェンダーに違いない”

誰かの性のあり方について、面白おかしく話したり、本人のことを否定したり、性のあり方を決めつけたりする言動は、避けましょう。

性のあり方はさまざまで、性のあり方を決められるのは、自分自身だけです。

□ ”らしさ”を押し付けていないだろうか？

” 女なら化粧くらいすれば”

” 男なら力のいる作業なんて得意でしょ”

人の価値観は多様であり、何を望ましいと感じるか、どのように個性を表現したいかは、人によって異なります。その人がその人らしくあろうとすることは、誰かが否定できるものではありません。

それぞれの個性を大切にできる環境を考えてみましょう。

□ 相手の生き方を否定していないだろうか？

” なんで彼女（彼氏）いないの？”

” なんでスカートはかないの？”

自分の性のあり方を、いつ誰に言うか、言わないかは、本人が決めることです。好奇の目による過度な詮索は控えましょう。その話題に触れてはいけない、というわけではなく、本人の負担になっていないか気に欠けながら対話をする姿勢が大切です。

多様な生き方があることを前提とした会話によって、誰もが心地よい環境をつくることができます。

□ 周囲にいないと決めつけていないだろうか？

” うちの職場に L G B T なんていないよね”

” ドラマならいいけど、周りにいたらちょっとねえ…”

性的マイノリティは身近にいない、という思い込みによる言動は、性的マイノリティであることを伝えるにくい環境をつくるだけでなく、その場のだれかの居場所や安心感を奪ってしまっているかもしれません。

今は見えていなくても、身近に性的マイノリティの方々がいることを想定して行動してみましょう。

□ 勝手に言いふらしていないだろうか？

” 知ってる？あの人、レズビアンなんだって”

” あなたがトランスジェンダーだって、上司に伝えておいたよ”

誰かの性のあり方を第三者に勝手につたえることを、「アウトティング」といいます。アウトティングは、他人の生命にかかわることもあるような、重大な人権侵害であり、ハラシメントです。アウトティングにより、それまでの生活が送れなくなることもあります。

” よかれと思って” や” ここだけの話” でも、本人の同意なく他の人が伝えることは絶対にやめましょう。

## カミングアウトを受けたら

カミングアウトとは、本人が自発的に、自分のセクシュアリティについて他人に打ち明けることです。

### (1) 話してくれてありがとうと伝える

相手が、あなたに知ってほしいという思いでカミングアウトした場合は、あなたはその信頼を受け止め、変わらずいい関係を続けてください。

### (2) なにかできることはあるか聞く

困っていることがありカミングアウトをした場合は、困りごとをともに対応してくれると心強いです。

### (3) 勝手に他者に伝えない

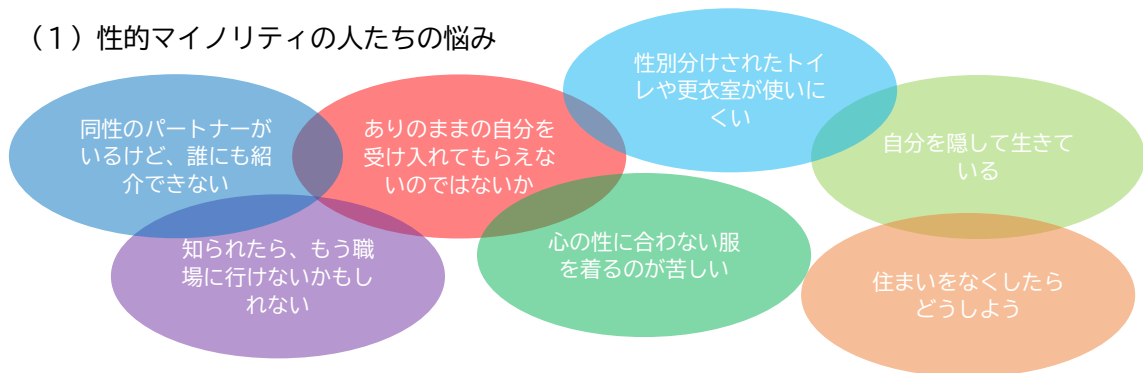
セクシュアリティが意図せず他者に伝わることで、職場、家庭、地域で安心して過ごせなくなる場合があります。対応をするにあたって情報の共有が必要であっても、共有してよい範囲を本人に確認してください。

### (4) 相談を受けて困ったときは

相談を受けた人も、ひとりで抱え込まなくて大丈夫です。  
アウトティングに気を付けながら、相談窓口に頼ってみましょう。

## 理解と支援

### (1) 性的マイノリティの人たちの悩み



### (2) 私たちにできること

性的マイノリティに対する理解と支援の意思を表明している人をアライ（ALLY）といいます。アライであるために、今日からできることはたくさんあります。

#### ホップ♪ 知る・考える

性のあり方が多様であることは、映画や本、講演等を通して知ることができます。自分の身の周りの環境が、多様な性のあり方を前提としているか等、身近な出来事を振り返って考えることができます。

#### ステップ♪ 変わる

性的マイノリティの方々に対する差別的な言動を見かけたら注意しましょう。  
性別を限定する表現を使わないようにしましょう。  
男女分けや決めつけをできるだけなくしましょう。

#### ジャンプ♪ 伝える

性的マイノリティに理解があることの国際的な象徴として、6色のレインボーがあります。6色のレインボーグッズを身に着けたり、置いたりしてみましょう。

性的マイノリティのニュースや話題を日常的に取り上げ、肯定的に伝えましょう。

## 15 Q&A

### 【制度の考え方、宣誓の要件のこと】

Q.01 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利義務が発生します。

一方、本制度は、要綱に基づいて二人の意思と選択とに基づいた関係を町が対外的に認める制度であり、現行では法的効力を有しません。

よって、宣誓をすることで、戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q.02 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、宣誓できる人の要件（p.02を参照）を満たしていれば、宣誓することができます。

Q.03 同居していないと宣誓できませんか？

同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、責任をもって相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることが必要です。

Q.04 矢巾町民でなければ宣誓できませんか？

少なくとも一方が町内に住所を有していれば宣誓ができます。

また、双方が市外在住であっても、双方又は一方が矢巾町に転入予定であった場合は、宣誓届の提出が可能ですが、宣誓書の署名については、転入の手続きが完了した後に行っていただくこととなりますので、転入手続きの時期に合わせて、宣誓届を提出する必要があります。

Q.05 宣誓する2人が養子縁組関係ですが、宣誓できますか？

養子縁組によって近親者となった場合は、宣誓することができます。

Q.06 外国籍でも宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。

宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書等で、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付）が必要です。

なお、宣誓をしても、在留資格や在留期間には影響がありません。

Q.07 通称名は使用できますか？

性別違和等で理由があると認められる場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する際は、受領証等の表面に通称名、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

### 【手続きのこと】

Q.08 土・日・祝日でも宣誓できますか？

宣誓は、平日（年末年始を除く）の午前9時から午後5時までとさせていただきます。

Q.09 宣誓はどこで行うのですか？

矢巾町公民館内の個室で行います。矢巾町役場や他公共施設での手続きはできません。

Q.10 プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行います。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。



Q.11 宣誓に費用は掛かりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類（住民票の写し等）の交付手数料等は自己負担となります。

Q.12 郵便やEメールでも宣誓書を受け付けていますか？

パートナーシップ宣誓届の提出の際は、郵便やEメールでもお受けできますが、宣誓書に自署いただく際はお二人でお越しいただき、職員の面前で手続きしていただく必要があります。

Q.13 代理人による宣誓はできますか？

原則代理人による宣誓はできません。宣誓時はパートナーシップ関係になろうとするお二人でお越しいただく必要があります。

ただし、病気等の事情によりお二人で窓口に来ることができない場合はご相談ください。

Q.14 事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか？

宣誓日にスムーズに受領証をお渡しするため、宣誓日の事前予約と原則宣誓日 10 日前までの書類提出をお願いしています。

#### 【宣誓後のこと】

Q.15 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q.16 なりすまし等の悪用をされませんか？

宣誓をするときをはじめ、その他の手続きを行うときに、本人確認を行うことで、なりすまし等を防止します。

なお、宣誓が無効の元であると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を矢巾町ホームページに掲載することがあります。

Q.17 氏名や住所が変更したときはどうしたらいいですか？

届出書に記載した氏名や住所等に変更があった場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届届出事項変更届」（様式第6号）に、住民票の写しなどの変更した事項の内容が確認できる書類を添えて提出してください。

また、受領証等に記載されて内容に変更がある場合は、受領証等の添付が必要です。

Q.18 パートナーシップ関係を解消したい場合はどうしたらよいですか？

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を返還してください。

Q.19 二人とも町外に転出するときはどうしたらいいですか？

二人とも町外に転出する場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号）を提出し、受領証等を返還してください。

#### 【受領証等の利用】

Q.20 宣誓をすることで、受けられるサービスはどのようなものがありますか？

宣誓をすることで受けられる行政サービスについて記載したページ（p.11）をご覧ください。なお、今後、新たに町のサービスが利用可能となったときは、町ホームページなどでお知らせします。民間事業者の一部では、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡素化など、すでにサービスを提供している事業もありますか、適用の条件などは直接事業者へおたずねください。

## 16 問い合わせ

### 【宣誓に関すること】

矢巾町文化スポーツ課

### 【各種行政サービスに関すること】

p.11 に記載の各担当課

### 【性的マイノリティに関する悩みや不安に関すること】

岩手県男女共同参画センター

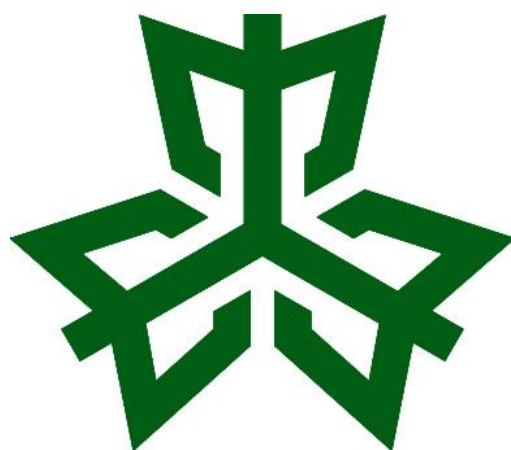
もりおか女性センター

## 17 参考文献・監修

### 【参考文献】

- ・岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針
- ・岩手県におけるパートナーシップ制度導入指針に関するQ&A
- ・岩手県・岩手県男女共同参画センター発行「生徒・学生と保護者の皆さん向けリーフレット 性的少数者LGBT等について知っていますか？～いろいろな性について考えてみよう～」
- ・一関市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
- ・盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度基本方針
- ・広報もりおか（R5.3.1号）男女共同参画を考える情報誌「あの・なはん」NO.93
- ・秋田市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き
- ・弘前市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック
- ・東京都（R2.3月発行）多様な性について知るBOOK





矢巾町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き（第1版）

発行 令和5年10月 岩手県矢巾町

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

TEL：019-697-2161 FAX：019-697-5581

HP-アドレス：<https://www.town.yahaba.iwate.jp>

E-mail：[yahaba2850@town.yahaba.iwate.jp](mailto:yahaba2850@town.yahaba.iwate.jp)